

「ち密な捜査の実践的推進要綱」の制定について（例規）

（最終改正：平成29年9月15日 刑企・務・相・生企・少・捜一・鑑第53号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

捜査の究極の目的が、公判において有罪判決を得ることにあることに鑑み、捜査着手から起訴・公判に至るまでの一連の捜査過程において、的確に捜査の「ち密化・適正化」が図られるよう、捜査指導・捜査検討を組織的かつ実践的に行うための各種取組事項を定めたものです。